

廃棄物 3 R ・ 適正処理推進事業について

環境整備課

1 事業の目的

廃棄物の 3 R 及び適正処理を推進するため、県内の産業廃棄物の発生・処理状況等を調査するとともに、県内事業所に対して廃棄物減量化の意識啓発等を行う。

2 事業の概要

(1) 産業廃棄物実態調査フォローアップ事業 4,500 千円

県内事業所における産業廃棄物の発生量、再生利用量及び最終処分量等や産業廃棄物に関する意識について調査を実施し、3 R の取組状況等を把握する。

- 実施期間 平成 29 年 8 月～平成 30 年 3 月
- 調査対象業種 製造業、建設業、電気・水道業等
- 調査予定事業所数 約 400 事業所

(2) 廃棄物ダイエット推進事業 1,438 千円

3 R に取り組む事業所を拡大するための意識啓発を図るとともに、更なる廃棄物減量化に向けて、既に取り組んでいる事業所に対し助言を行う。

- 廃棄物減量化推進セミナーの開催
 - ・ 3 回 (大館市・秋田市・横手市)
- 事業所訪問による助言等
 - ・ 製造業等約 1,000 事業所

3 予算額

5,938 千円

(参考)

廃棄物の 3 R とは、

Reduce (リデュース=発生抑制)

製品を作る際に使用する資源の量を少なくすることや長く使える製品づくりをすること。

Reuse (リユース=再使用)

使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。

Recycle (リサイクル=再生利用)

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

の 3 つの英語の頭文字をとったものです。